

「もらう」「受け取る」「受ける」と「받다 patta」 の対照研究

金 琨秀

キーワード：求心的方向性、所有権、移動

1. はじめに

「もらう」「受け取る」「受ける」は、対象が与え手から受け手に向かって移動するという共通の意味特徴《求心的方向性》¹で結ばれていると考えられるが²、次の(1)～(3)のような「もらう」「受け取る」「受ける」の描いている事柄は、韓国語では全て「받다 patta³」で描くことが出来る。

- (1) a. 少年は父のそばへ近づいて、学校からもらって来た成績表を渡した。
(アン)

b. 소년은 아버지 곁으로 다가가서 학교에서 받아 온 성적표를 건넸다.

- (2) a. 東京・浅草の劇場で、若い男が一万円札を出し、入場券を買った。お釣りの 9540 円を受け取ると、彼は場内に入らず、そのまま外へ出ていった。
(天声 96-10)

b. 동경 야사쿠사의 극장에서 젊은 남자가 만원지폐를 내고 입장권을 샀다. 거스름돈 9540 원을 받자, 그는 극장 안으로 들어가지 않고 그대로 밖으로 나갔다.

- (3) a. 岩手県で、先日、2人のマイスターが県から認定証を受けた。
(天声 90-11)

b. 이와테현에서 요전날 2명의 명인이 헌으로부터 인정서를 받았다.

ところが、次の(4)～(6)に見るよう、韓国語においては「もらう」「受け取る」「受ける」の描いている事柄を全て「받다 patta」で描くとは限らない。

- (4) a. イルボは煙草の吸殻をもらい、にっこり笑った。
b. 일포는 담배 꼬투리를 얻어 가지고 빙긋이 웃었다.
(안간)

- (5) a. 彼はむしろ、わたしのその表現を賛辞だと受け取っていたようだ。
(奇妙)

¹ 本稿では意味特徴を《 》で示す。

² 金珉秀(2000)参照。

³ 韓国語のローマ字表記は「Yale Romanization system」に従う。

- b. 그는 오히려 나의 그 표현을 찬사라고 받아들인 모양이다.
- (6) a. 最後は‘愛する人の悲しみ’である。これはスンレが李博士に贈られた時に作った曲を、アメリカで何箇所修正したものである
- b. 마지막은 ‘사랑하는 이의 슬픔’이다. 이것은 순례가 이 박사에게 베림⁴을 받았을 때 지은 것을 미국에서 몇 군데 수정한 것이다。(寄)

そこで、本稿では、対照研究の観点から「もらう」「受け取る」「受ける」と「받다 patta」との意味分析を行い、これらがどのような意味関係にあるかを考察する。

2. 「もらう」「受け取る」と「받다 patta」

次の(7a)～(9a)が描いている事柄は、授受対象が与え手から受け手に向って移動するという事柄であるが、「もらう」で描かれている事柄を全て「받다 patta」で描くことができる⁵。

- (7) a. 私は礼を言って窓口で金を払い、化粧どめの薬をもらつてアパートに帰った。
(世界)
- b. 나는 인사를 하고 창구에서 돈을 내고, 화장약을 받아서 아파트로 돌아왔다.
- (8) a. 「北海道のなら新しい土地が貰えそうだ」
(花畠)
- b. 「홋카이도라면 새로운 토지를 받을 수 있을거야」
- (9) a. ターニャは、お人形にごちそうしてやりたいという口実をつくって、自分のパイを子供部屋へ持つて行く許可をイギリス婦人からもらい、そうするかわりに、弟のところへ持つて来たのであった。
(アン)
- b. 타냐는 인형한테 주고 싶다는 구실을 만들어서, 자신의 파이를 어린이 방으로 가지고 갈 허가를 영국부인한테 받아, 그렇게 하는 대신에 동생이 있는 곳으로 가져 온 것이었다.

(7a)～(9a)の「もらう」が描いているのは、「化粧どめの薬、土地、許可」が与え手である「(窓口の人)、(相手)、イギリス婦人」から受け手である「私、(私)、ターニャ」に移動し、それぞれ受け手の所有となるという事柄である⁶。そして、(7a)～(9a)の「もらう」が描く事柄は、(7b)～(9b)に見るように、全て韓国語の「받다 patta」で描くことが出来るが、(7b)～(9b)の「받다 patta」が描いている事柄も「もらう」と同様、所有権の移動に関する事柄であると考え

⁴ 「베림 polim」は動詞「버리다 polita(捨てる)」に名詞転成語尾「-로」が付いた名詞形である。

⁵ 「この試合はもらったも当然だ」「お前の命はもらった」のように慣用的な用法の場合は「*이 시합은 내가 받은거나 마찬가지다」「*네 목숨은 받았나」のように「받다 patta」で描くと不自然であるが、これらについては本稿では取り上げない。

⁶ 金珉秀(2000)参照。

られる。

では、次の例を見てみよう。

- (10) a. 私は子どもの手から紙筒を受け取り、開いてみて驚いた。 (最期)
b. 나는 아이의 손에서 종이통을 받아, 열어 보고 깜짝 놀랐다.
- (11) a. “君たちはなかなか堅いな。——それじゃ、おつりはもらっておこう。”吾一は少年の手から銀貨を受け取った。 (路傍)
b. “너희들은 꽤 완고하구나. 그럼 잔돈은 받아두지.” 고아치는 소년의 손에서 은화를 받았다.

(10a) (11a) は、それぞれ「紙筒、銀貨」の物理的な空間移動を描いている⁷。そして、「受け取る」で描かれた事柄は、(10b) (11b) のように、韓国語の「받다 patta」で描くことが出来る。また、(10b) (11b) の「받다 patta」が描いている事柄も、それぞれの対象「종이통、은화」が、受け手である「나、고아치」の方へ物理的に空間移動したという事柄を描いている⁸。

ここで、(7b) ~ (9b) の「받다 patta」が描いている事柄と (10b) (11b) の「받다 patta」が描いている事柄が全て適切であることから、「받다 patta」の描いている事柄は、文脈によって、その対象の移動が所有権の移動 ((7b) ~ (9b)) を描いたり、単なる物理的な移動 ((10b) (11b)) を描いたりすると考えられる。これは次の例からも明らかである。

- (12) a. ターニャは、お人形にごちそうしてやりたいという口実をつくって、自分のパイを子供部屋へ持つて行く許可をイギリス婦人からもらい、そうするかわりに、弟のところへ持つて来ただけであった。 (= (9))
b. *自分のパイを子供部屋へ持つて行く許可をイギリス婦人から受け取り、～
c. 타냐는 인형한테 주고 싶다는 구실을 만들어서, 자신의 파이를 어린이 방으로 가지고 갈 허가를 영국부인한테 받아, 그렇게 하는 대신에 동생이 있는 곳으로 가져 온 것이었다.
(13) a. 大畑は電話を終えると、受話器をマキの方へ放り投げた。「キャッ！」マキが悲鳴を上げて受け取る。 (女社)

⁷ 国立国語研究所(1972: 409)では「受け取る」は「所有権がどこにあるかは、まったく問題にならず、単なる空間的な、物理的なうけわたしをあらわす」としている。

⁸ 韓国語では、「받다 patta」以外にも単なる物理的な空間移動を表す複合動詞がある。たとえば、「私は子どもの手から紙筒を受け取り、開いてみて驚いた：나는 아이의 손에서 종이통을 견네받아, 열어 보고 깜짝 놀랐다. (= (10))」、「君たちはなかなか堅いな。それじゃ、おつりはもらっておこう。吾一は少年の手から銀貨を受け取った：너희들은 꽤 완고하구나. 그럼 잔돈은 받아두지.」고아치는 소년의 손에서 은화를 받아들었다. (= (11))」のように、「견네받다 kenneyapatta(渡されて、受け取る)」、「받아들ida patatulta(受け取つて、持つ)」のような複合動詞を用いて、単なる物理的な移動を表す事柄を描くことが出来る。これらの違いは、「받다 patta」と「받다 patta」の複合動詞との意味分析により明らかになると考えられるが、この問題については別の機会に論じたい。

- b.*大畑は電話を終えると、受話器をマキの方へ放り投げた。「キャッ！」
 マキが悲鳴を上げてもらう。
 c. 오하타는 전화를 끝내자 수화기를 마키쪽으로 내던졌다. 「꺄악！」
 마키가 비명을 지르며 받는다.

(12a) の「もらう」が描いている事柄は所有権の移動に関わる事柄であり、「受け取る」で描くと不適切な文 ((12b)) になる。また、(13a) の「受け取る」が描いている事柄は対象の単なる物理的な移動であるため、(13b) のように「もらう」で描くと不適切な文になる。ここで、(12a) (13a) が描いている事柄を、「받다 patta」で描くと両方とも適切な文 ((12c) (13c)) であることから、韓国語の「받다 patta」は所有権の移動と対象の物理的な空間移動という意味特徴の両方を含むと考えられる。⁹

また、このように「받다 patta」が「もらう」と「受け取る」の描いている事柄を両方とも描くことが出来ることから、次の (14a) の「받다 patta」が描いている事柄は、(14b) (14c) のどちらとも捉えられる。

- (14) a. 철수가 대신 상을 받았다.
 b. 太郎が代わりに賞をもらった。
 c. 太郎が代わりに賞を受け取った。

つまり、(14a) の「받다 patta」が描いている事柄は、「私が受賞を放棄したので、交代に太郎が賞を受賞した」という事柄 ((14b))、あるいは「私が風邪で授賞式に出席できなかったので、代理に太郎が賞を取りに行ってくれた」という事柄 ((14c)) の両方を描くことが出来る。

また、次の例からも同様のことが言えよう。

- (15) a. 太郎からもらった本は面白い。
 b.*太郎から受け取った本は面白い。
 c. 철수한테 받은 책은 재미있다.
 (16) a. 太郎からもらった本は大きい。
 b. 太郎から受け取った本は大きい。
 c. 철수한테 받은 책은 크다.

⁹ ところが、「賄賂／権利／遺産／土地／家を受け取る」のような場合、「受け取る」が所有権の移動を描いているように思われる。しかし、これらは「賄賂、権利、遺産、土地、家」という名詞の意味特徴によるものと考えられる。つまり、「受け取る」は物理的な空間移動を表しており、たとえば「本／鍵を受け取る」は、「本、鍵」が与え手から受け手へ物理的に移動するといった事柄を描いているが、「賄賂／権利／遺産／土地／家を受け取る」のような場合は、を格名詞自体が所有権に関わる意味特徴を持っているため、「受け取る」の描いている事柄が所有権の移動に関わるものと感じるのであろう。

(15) では「面白い」という「受け手」の主観的な気持ち¹⁰（判断、評価など）を伴った表現が用いられているが、「受け取る」で描くと不適切な文になる（(15b)）。また、「大きい」という本の様子を描写している（16a）（16b）は両方とも適切な文である。そして、これらの事柄を「받다 patta」で描いている（15c）と（16c）が適切な文であることから、「받다 patta」の描いているのは対象の所有権に関する移動、あるいは対象の物理的な空間移動に関わる事柄であると言える。

ところで、次のように「受け取る」が描いている事柄が対象の物理的な空間移動ではなく、物事をある意味に解釈するといった事柄を描いている場合は、「받다 patta」で描くと不適切な文になる。

(17) a. 彼はむしろ、わたしのその表現を賛辞だと受け取っていたようだ。
(奇妙)

b. 그는 오히려 나의 그 표현을 찬사라고 받아들일 모양이다.

(18) a. ただしこれらの表現は、山本が照れ屋であり、逆にある意味では気取り屋であったことを考えると、必ずしも額面通りには受け取れないかも知れない。
(山本)

b. 단지 이러한 표현은 아마모토가 부끄러움을 잘 타기도 하고 반면에 어떤 의미에서는 젠체하는 사람이라는 것을 생각하면 반드시 예전 그대로 받아들일 수는 없을지도 모른다.

これらの「受け取る」が描いているのは、物事をある意味に解釈するといった事柄である。つまり、「受け取る」が「X が Z を～と（として）受け取る」「X が Z を額面通りに／まともに／率直に／逆に受け取る」などのような構文を取る場合は、「X」の判断により物事「Z」を分析、理解するという事柄を描くと考えられる。そして、韓国語では、このような事柄を描く場合、「받다 patta」ではなく、複合動詞「받아들이다 patatulita（受け入れる、理解する）」で描く。

以上のことから、「받다 patta」は「もらう」の持つ《所有権の移動》という意味特徴と、「受け取る」の持つ《物理的空間移動》という意味特徴の両方を含むと考えられる。したがって、「받다 patta」の描いている事柄は、文脈により、《所有権の移動》を描いているのか、あるいは《物理的空間移動》を描いているのかが区別されると言えよう。

3. 「受ける」と「받다 patta」

次の（19a）（20a）が描いているのは、対象が与え手から受け手に向って移動するという事柄であるが、これらが描いている事柄は全て「받다 patta」で描くことが出来る（(19b) (20b)）。

¹⁰ 大江(1975)によると、「もらう」は感謝、恩恵など主観的感情を表す動詞である。

- (19) a. 岩手県で、先日、2人のマイスターが県から認定証を受けた。 (= (3))
 b. 이와테현에서 요전날 2명의 명인이 현으로부터 인정서를 받았다.
- (20) a. 日本の政治は贈答習慣にどっぷり漬かっていた。しかし、ふつうの人々がやりとりをするのとは話が別だ。権限を持つ公人が、特定の人から贈り物を受ける。
 (天声 89-5)
 b. 일본의 정치는 선물을 주고받는 습관에 흡뻑 젖어 있다. 그러나 보통 사람들이 주고받는 것과는 이야기가 틀리다. 권한을 가진 공인이 특정한 사람으로부터 선물을 받는다.

(19a) (20a) の授受対象「認定証、贈り物」は具体物であるが、これらの対象が与え手である「県、特定の人」から受け手である「マイスター、公人」へ移動するという事柄を描いている。ここで、与え手、受け手は人(すなわち[+hum])であるが、与え手が対象を与える意志性を持っていて、受け手にはあまり意志性が感じられない。これは主体の意志性を表す副詞「わざと」との共起関係からみると、明らかであろう。(19a) (20a) の文と「わざと」の共起関係をみると、「*2人のマイスターが県からわざと認定証を受けた」「*公人が特定の人からわざと贈り物を受ける」のように不適切である。これは「彼はわざと認定証／贈り物をもらった」「彼はわざと認定証／贈り物を受け取った」のように「もらう」「受け取る」の場合は「わざと」と共起できるのと対照的である。つまり、「もらう」と「受け取る」の場合は、「与え手」の意志性だけでなく、対象を受け取ろうとする受け手の意志性が感じられるが、(19a) (20a) の「受ける」の場合は与え手の意志性(働きかけ)はあるが、受け手の意志性はあまり感じられないと考えられる。これは、「受ける」の描く事柄が受身的な表現であり、受け手が他から向かってくるものに対し、それに応じるといった意味特徴を持っているからだと考えられる。ただし、(19a) (20a) の「受ける」において、「受け手」に「与え手」に対する働きかけがないのは事実であるが、与え手からの働きかけに応じるという点で何らかの意味で意志を持っているとも考えられる。また、与え手から受け手へ対象が移動してくるという点で、《求心的方向性》という意味特徴を持つと言えよう。

ここで、(19a) (20a) を再び見てみると、(19a) の「認定証を受ける」というのは、認定証という具体物が物理的に移動したという事柄ではなく、抽象的な移動、すなわち認定されるという出来事を描いているものと考えられる。この場合、対象は認定証という具体名詞であるが、「受ける」と共起することにより、認定証という名詞が持つある種の出来事、すなわち、「認定される」という出来事に焦点が当てられたと考えられる。これは認定証が持つ現実世界との関係をも反映しているのであろう。(20a) の場合も同様に捉えることができよう。ところで、「*彼は太郎から車／本を受けた」が不適切であることから、「受ける」は「車、本」といった具体名詞とは共起しないと考えられる。つまり、「受ける」が共起できる具体名詞は(19a) (20a) のように、その名詞自体が持つある種の出来事が想定できる具体名詞でなければならないのである。そこで、(19a) (20a) の「受ける」

と共に起する具体名詞は、それ自体は具体的なものであるが、「受ける」と共起することにより、抽象的なものとして捉えられると考えられる。そして、(19a) (20a) の「受ける」の描く事柄は、(19b) (20b) のように韓国語では全て「받다 patta」の描くことが出来る。

次に、対象が抽象物である場合について見てみよう。

- (21) a. しかし、いい年をして釣をしていると、忙しく働いている者から妙な誤解を受け易い。
(黒雨)
b. 그러나 나잇살 먹어서 낚시를 하고 있으면, 바쁘게 일하는 사람으로부터 이상한 오해를 받기 쉽다.
- (22) a. 然るべき医師の健康診断を受け、また保健所でも被爆者定期健康診断を受け、血球数、蛔虫、尿、血沈、打診、聴診、その他、ことごとく異常なしと診断された。
(黒雨)
b. 적합한 의사의 건강진단을 받고, 또한 보건소에서도 피폭자 정기 건강진단을 받아, 혈구수, 희충, 소변, 혈침, 타진, 청진, 그 밖의 모든 것이 이상없다고 진단받았다.

(21a) (22a) が描いているのは、それぞれ「誤解、健康診断」が「忙しく働いている者、医者」から「いい年をして釣りをしている人、(私)」へ移動するといった事柄であるが、この場合、「誤解、健康診断」は物理的に空間移動できるようなものではなく、これらに関する出来事がそれぞれ「いい年をして釣りをしている人、(私)」へ及ぼされるといった抽象的な移動であると考えられる。ところで、(21a) の「忙しく働いている者」には「いい年をして釣りをしている人」に対する働きかけは感じられず、それぞれの「誤解」が一方的に与えられた事柄(すなわち、受身的表現)であると考えられるが、(22a) の「健康診断」というのは、「医師」から一方的に与えられたとは捉えにくく、それに反発せずに「(私)」が何らかの反応をすることが想定できる。このことから、「受ける」が描くのは、与え手からの働きかけや作用などが受け手である格に及ぼされるという事柄であるが、その対象の意味素性により、対象に対する受け手の対応の仕方が変わるものと考えられる。そして、(21a) (22a) の「受ける」が描いている事柄は、(21b) (22b) のように「받다 patta」で描くことが出来る。

また、「受ける」は、次のように、カラ／ニ格に人でない([-hum]) の素性のものが来る場合がある。

- (23) a. 「彼」はあの事件からなんのショックも受けていず、それも七瀬には不思議に思えた。
(エデ)
b. 「그」는 그 사건으로부터 아무런 충격도 받고 있지 않아, 그것도 나나세에게는 이상하게 생각됐다.
- (24) a. 私はその顔に強い印象を受けていた。
(一瞬)
b. 나는 그 얼굴로부터 강한 인상을 받고 있었다.

(23) (24) の「彼、私」は人であるが、カラ格／ニ格はそれぞれ「あの事件、その顔」といった事柄であり、対象は「ショック、印象」といった抽象名詞である。ところが、(23) (24) の場合、たとえば、「*彼はわざとあの事件からショックを受けた」「*私はその顔にわざと強い印象を受けていた」のように意志をあらわす副詞「わざと」との共起がすべて不適切であることから、(23) (24) の「彼、私」はそれ自体に「ショック、印象」を受けようとする意志性はないと考えられる。また、カラ／ニ格名詞である「事件、顔」は [-hum] の素性のものであり、それ自体に「ショック、印象」などを与えようとする意志性はないのである。よって、「受ける」で描いているのは、他からガ格に向かってくる働きや作用に対し、ガ格の受け手がそれに応じるという事柄なのである。

ところが、(19a)～(22a) では、「受け手」が外からの働きや作用に対し、応じるという点で、ガ格の受け手が何らかの意志性を持つと述べたが、(23) (24) のような場合においては、「事件、顔」自体に「ショック、印象」を与えようとする意志性がないことから、「受け手」の心的な変化を表すものと考えられよう。そして、このように、「受ける」の描く事柄が「受け手」の内的な感情、つまり心理的・精神的な感情の変化を表す場合には「与え手」が人間 [+hum] であるかどうかはかまわないのである。そして、(23a) (24a) の「受ける」が描いている事柄は全て「받다 patta」で描くことが出来る ((23b) (24b))。これは次の (25a) (26a) のように、ガ格名詞が人でない場合も同様である。

- (25) a. 暗証番号はホストコンピュータの検閲を受けない。
b. 비밀번호는 호스트 컴퓨터의 검열을 받지 않는다.
- (26) a. 特にハワイのモロカイ島沖で撮影したザトウクジラ親子の水中写真
は海洋生物学者の間でも高い評価を受けたことがある。 (遠海)
b. 특히 하와이의 모로카이섬 앞바다에서 촬영한 고래 어미와
새끼의 수중사진은 해양 생물학자 사이에서도 높은 평가를 받은
적이 있다.

このように「受ける」と共起するガ格、カラ格名詞が [-hum] の素性のものであることからも、「受ける」が描くのが、他からの働きや作用がガ格名詞（「受け手」）に及ぼされるという事柄であると考えられよう。ここで他からの働きかけやガ格名詞がその働きかけに応じるというのは、話し手（あるいは書き手）がそう捉えるだけで、この場合のカラ／ニ格は [-hum] であり、それが受け手に対して何の働きかけもしないのである。つまり、「受ける」で描くことにより、そのように捉えることが出来るのである。そして、このような場合も、その働きかけが主体に向かってくるという点で《求心的方向性》を持っていると言えよう。そして、(25a) (26a) の「受ける」が描いている事柄は全て「받다 patta」で描くことが出来る ((25b) (26b))。ところが、「이것은 순례가 이 박사에게 벼랑을
받았을 때 지은 것을 미국에서 몇 군데 수정한 것이다 (= (6))」のような場

合は、「受ける」で描くと不適節であり（「*これはスンレが李博士に捨てを受けた時に作った曲をアメリカで何箇所か修正したものである」）、「これはスンレが李博士に捨てられた時に作った曲をアメリカで何箇所か修正したものである」のように受け身を用いて表すしかない¹¹。このことから、「받다 patta」の描いている事柄は全て「受ける」で描くことが出来るとは限らないと言える。

では、次の例を見てみよう。

(27) a.俊介は課長が投げてよこす書類を手に受けた。 (パニ)

b.순스케는 과장이 던져서 건네는 서류묶음을 손에 받았다.

(28) a.太郎は飛んできたボールを頭に受けた。

b.철수는 날아 오는 공을 머리로 받았다.

ここでの「書類綴り、ボール」は具体的なものであり、(27a) (28a) が描いているのは、物理的に空間移動してくる「書類綴り、ボール」を支え止めたり、受け止めるといった具体的な行為である。このような場合は構文的に「手に受ける」「頭に受ける」のように対象（書類綴り、ボール）を受け止める場所が必要である。このように他から主体に向かってくるものを支えとめたり、受けとめたりする具体的な行為を表す場合は、(28a) のように与え手が存在しなくてもよいし、(27a) のように与え手が想定できる場合にも「与え手（課長）」が構文的に現れると不適切なのである（「*俊介は課長から書類綴りを受けた」）。このような「受ける」は、(28a) のように「受け手」自身が意識的に受け止める場合も、(28a) のように「受け手」の意志とは関係ない場合もあるようだが、いずれも、他から主体に向かってくるものに応じるという点では共通すると考えられる。また、(27b) (28b) が適切な文であり、これらの「받다 patta」の描く事柄が「受ける」の描く事柄に似ていることから、韓国語においても同様のことが言えよう。ただし、韓国語では、「もらう」と「受け取る」の描く事柄を「받다 patta」で描く場合もあり、「순스케는 과장으로부터 서류묶음을 받았다」は「俊介は課長から書類綴りをもらった／受け取った」という事柄として捉えることが出来る。

以上のことから、「受ける」の描いている事柄は「받다 patta」で描くことが出来るが、「받다 patta」の描いている事柄は全て「受ける」で描くことが出来ると

¹¹ これは村木(1983)の言う迂言的な受身と関連があると考えられる。村木(1983)は「受ける」「得る」などの動詞を迂言的な受身として扱っており、文体的な特徴として固い文章語では、より迂言的な形式が用いられるとしている。たとえば「注意される」に対する「注意を受ける」は迂言的となる。韓国語の場合も同様に「되다 toyta/당하다 tanghata(～される)」の描く事柄に対する迂言的な表現として「받다 patta」が用いられる場合がある。たとえば、「주목/처벌을 받았다：注目/処罰を受けた」のような場合の「받다」は「주목/처벌되었다：注目/処罰された」、「주목/처벌당했다：注目/処罰された」のように「되다」、「당하다」と入れ換えることが出来る。しかし、「안내/보호/감사/구박을 받다：案内/保護/感謝/虐待を受けた」、「안내/보호/?감사/?구박되었다：案内/保護/感謝/虐待された」、「*안내/*보호/*감사/구박당했다：案内/保護/感謝/虐待された」のように「받다」を「되다」あるいは「당하다」に入れ換えることが出来ない場合もある。「받다」と「되다」、「당하다」との使用制約、使用選択の問題については우인혜(1997)参照。

は限らないと言える。

4. 「もらう」と「얻다 etta」

次の例を見てみよう。

- (29) a.僕は会社へ長距離電話をかけ、工場長から長期欠勤の許可を得て入院した。
(黒雨)

b.나는 회사에 장거리 전화를 걸어, 공장장으로부터 장기결근의 허가를 알아서 입원했다.

- (30) a.この映画はアカデミー賞を得て、米国での人気が高いという。
(天声 91-4)

b.이 영화는 아카데미상을 얻어 미국에서의 인기가 높다고 한다.

- (31) a.ロンドン・マラソンで賞金約5万ドルを得た瀬古利彦選手。
(天声 86-4)

b.런던 마라톤에서 상금 약 5만달러를 얻은 세코 토시히코선수.

ここで「得る」が描いているのは、ガ格名詞が自分の意志で対象を手に入れるという事柄であるが¹²、このような事柄を韓国語では「얻다 etta」で描くことが出来る((29b)～(31b))。このことから、「얻다 etta」は、「得る」と同様、受け手の意志により対象を手に入れるといった事柄を描くと考えられる。

ところが、次の(32)～(34)のように、「얻다 etta」の描いている事柄を「得る」で描くと、不適切になる場合がある。

- (32) a.“배고파서 갈 수 있어야지? 어제서 밥 좀 얻어다 주슈” (인간)
b.“お腹すいて行けないよ。どこかでご飯をもらってきててくれよ”

- (33) a.“잔칫집에… 그럼 떡 있어 왔지, 떡 있어 왔지?” (인간)
b.“宴会に…そしたら、餅もらってきた? 餅もらってきた?”

- (34) a.「パンフレットは私が友達からもらって来たのよ」 (銅育)
b.「팝플렛은 내가 친구한테 얻어 온 거예요」

(32a) (33a) の「얻다 etta」が描いている事柄は(32b) (33b) のように「もらう」で描くことが出来るし、また(34a) の「もらう」が描いている事柄も「얻다 etta」で描くことが出来る。しかし、(32a) (33a) の「얻다 etta」を「*お腹すいて行けないよ。どこかでご飯を得ててくれよ」「*宴会に…そしたら、餅得てきた? 餅得てきた?」のように「得る」で描くと不適切になる¹³。(32a)

¹² 国立国語研究所(1972:30)参照。

¹³ これは、「得る」は対象が抽象物である場合、「～が～から/に～を得る」という構文を取ることが出来る(「彼は上司から許可を得た」)が、対象が具体物である場合はそのような構文を取ることが出来ない(「*彼は先輩から本を得た」)ことに関連があると考えられる。一方「얻다 etta」は、対象が抽象物であるか(「그는 상사로부터 허가를 얻었다」)、具体物であるか

(33a) の「얻다 etta」が描いているのは、自分の意志で対象を手に入れたという事柄であると考えられるが、これらを「받다 patta」で描くと、「?매고파서 갈 수 있어야지? 이데서 밥 좀 받아야 주슈」はやや不自然であるが、「잔쳇집에... 그럼 뭐 받아 왔지, 뭐 받아 왔지?」は自然な文である。そして、これらの「받다 patta」が描いているのはただ相手から渡されたものを受け取ったという事柄であると感じられる。また、(34a) の「もらう」で描かれた事柄を「받다 patta」で描くと「팝플렛은 내가 친구한테 받아 온 거예요」のように適切な文であるが、この場合、「パンフレット」は「私」の所有するものであるとは限らない。ただ友達に渡されたものを持ってきたという事柄を描くことも出来るのである。したがって、「얻다 etta」は、「もらう」と同様の構文を取り、「もらう」の所有権の移動という意味特徴を持っている一方で、受け手の意志により対象を手に入れようとするといった意味特徴をも持っていると考えられる。

ところが、次の(35a)の「もらう」が描いている事柄は、「얻다 etta」で描くと不適切な文になる。

- (35)a. 少年は父のそばへ近づいて、学校からもらつて来た成績表を渡した。
b.*소년은 아버지 곁으로 다가가서 학교에서 얻어 온 성적표를
건넸다.
(=(1))

このような事柄を「받다 patta」で描くと、「소년은 아버지 곁으로 다가가서 학교에서 받아 온 성적표를 건넸다」のように適切な文であるが、これは一般常識から考えて、「成績表」というのは普通自分の意志で手に入れようとするものではなく、学校側から渡されるものであるからだと考えられる。

以上のことから、「얻다 etta」は、「得る」の描く事柄だけでなく、「もらう」と同様の構文を取り、所有権の移動に関わる事柄を描くことが出来ると言えよう。また、「얻다 etta」は(29b)(30b)のように抽象的なものだけでなく、(31b)(32a)(33a)(34a)に見るように具体的なものをもヲ格名詞として取ることが出来ることから、「얻다 etta」は対象の《物理的な空間移動》という意味特徴には無関係であると考えられる。

さて、2節で考察したように「もらう」と「受け取る」で描いている事柄を韓国語で描く場合、両方とも「받다 patta」で描くことが出来ることを考察した。それでは、次の例を見てみよう。

- (36) a. もらつたんじやなくて、受け取っただけだよ。
b.*受け取つたんじやなくて、もらつただけだよ。

(36a) が描いているのは、授受対象は自分のものになったのではなくて、物

(「그는 선배로부터 책을 얻었다」)に関係なく、「~가(이)~로부터/에게~을(를) 얻다」という構文を取ることが出来る。

理的な空間移動をしただけだという事柄、つまり「所有の移動を含む物理的な移動ではなく、単なる物理的移動が起こっただけだ」という事柄である。一方、(36b) が描いているのは授受対象が物理的に空間移動をしたのではなく、自分のものになっただけだという事柄であるが、不適切な文である。つまり、「単なる物理的な移動が起こったのではなく、所有の移動を含む物理的な移動が起こっただけだ」という論理的に矛盾している事柄を描いているので、(36b) は成立しない。ところが、これらを韓国語の「받다 patta」で表そうとすると、(36a) (36b) は両方とも次のようになる。

(37) * 받은 게 아니라 받았을 뿐이야.

しかし、(37) は韓国語としては不自然な文であり、(36a) が描いている事柄を表すためには、次の (38) ように描かなければならない。

(38) 얻은 게 아니라 받았을 뿐이야.

ここでは、(38a) の「もらう」を「얻다 etta」で表しているが、これは韓国語では、「받다 patta」が「もらう」「受け取る」「受ける」の描く事柄を描くことが出来ることから、「もらう」と「受け取る」の対立を描く場合は、別の言葉を用いなければならないからだと考えられる。そこで、(32) ~ (34) で考察したように、「얻다 etta」の描く事柄が「もらう」の描く事柄と似ていることから、「もらう」と「受け取る」の対立を (38) のように「얻다 etta」と「받다 patta」の対立で描くことが出来ると言えよう。

以上のことから、「받다 patta」の描く事柄は「もらう」「受け取る」「受ける」の描く事柄のどれかに似ていると考えられるが、上記で考察してきたようにこれらが描いている事柄が必ずしも一致するとは限らない。また、「もらう」の描く事柄は「받다 patta」で描くことが出来るが、対象の所有権の移動を表し、その対象を手に入れようとする受け手の意志性が感じられる場合、「얻다 etta」の描く事柄にも似ていると考えられる。しかし、「얻다 etta」は「得る」の描く事柄にも似ており、よって、「얻다 etta」と「もらう」の描く事柄も互いに一致するとは限らないのである¹⁴。

5. おわりに

本稿では、日本語との対照研究の観点から「もらう」「受け取る」「受ける」と「받다 patta」との意味分析を行ったが、本稿の内容をまとめると以下の通りである ([表 1])。

¹⁴ この問題については、「받다 patta」「얻다 etta」と「もらう」「得る」とを対照することにより、明らかになるとと考えられるが、この問題については別の機会に考察したい。

- 1) 「もらう」「受け取る」「受ける」「받다 patta」「얻다 etta」は対象が与える側から受ける側へと移動するという《求心的方向性》を持っているという点において共通していると考えられる。
- 2) 「もらう」と「受け取る」の描いている事柄は、韓国語の「받다 patta」で描くことが出来るが、「もらう」が《所有権の移動》という意味特徴を、また「受け取る」は《物理的な空間移動》という意味特徴を持つのに対し、「받다 patta」は、《所有権の移動》という意味特徴と《物理的空間移動》という意味特徴について無関係であると考えられる。
- 3) 「受ける」の描く事柄は「받다 patta」で描くことが出来るが、「받다 patta」で描かれた事柄は「受ける」で描くことが出来ない場合もある。
- 4) 「받다 patta」の描く事柄は、「もらう」「受け取る」「受ける」の描く事柄のどれかに似ているが、それぞれの動詞が描いている事柄は「받다 patta」と必ずしも一致するとは限らない。また、「もらう」の描く事柄が対象の所有権の移動を表し、その対象を手に入れようとする受け手の意志性が感じられる場合は、「얻다 etta」の描く事柄にも似ていると考えられる。

【表1】「もらう」「受け取る」「受ける」「받다 patta」「얻다 etta」の意味特徴

意味特徴 語彙素	《求心的方向性》	《所有権の移動》	《物理的空間移動》
もらう	+	+	±
受け取る	+	-	+
受ける	+	-	-
받다 patta	+	±	±
얻다 etta	+	+	±

【+ : 意味特徴を持つ、- : 意味特徴を持たない、± : 意味特徴について無関係である】

ところが、【表1】によると、「もらう」と「얻다 etta」の意味特徴は同じ分布を示しているが、本稿で考察したように「얻다 etta」と「もらう」の描く事柄は必ずしも一致するとは限らない。このようななずれは、次のような用例に関わりがあるものと考えられるが、この問題については今後の課題としたい。

(39) a.理一は和服に着がえると茶の間にはいった。「なんになさいますか？」
 「ブランデーをもらおう」(冬旅)

b.리이치는 기모노로 갈아입자 거실로 들어갔다. 「뭐로 드실래요?」
 「브란데를 *받자(もらおう)/주개(ちょうだい)」

(40) a. “집에서 잡혔는데, 지금 그 집 주위에는 경계가 심하오. 동무도 이 집을 끝 옮겨야겠수. 우선 내가 집 하나를 알아 봤으니 그리 옮겼다가 다시 또 적당한 테로 옮기오. 어서 빨리 일어나시유.”
(인간)

- b. “家で捕まったから、今その家の回りは警戒が厳しい。あんたもこの家をすぐ出なきや。とりあえず私が家を*得て(얻어)/借りて(빌려)おいたから、そこに移って、また別の適当なところに移ってくれ。早くここを出よう。”
- (41) a.設計図が捨ててあったからもらつて来ちゃった。 (最期)
 b.설계도가 떨어져 있어서*받아(もらって)/*얻어(不得)/주워(拾つて) 왔다.

【参考文献】

- 大江三郎(1975)『日英語の比較研究－主觀性をめぐって』、南雲堂
 金 垣秀(2000)「授受動詞の意味分析－『もらう』と『受け取る』を中心にして」草薙裕(編)、『現代日本語の語彙・文法』、pp.51-70、くろしお出版
 国立国語研究所(1972)『動詞の意味・用法の記述的研究』(国立国語研究所報国 43)
 秀英出版
 朴在權(1997)『現代日本語・韓国語の格助詞の比較研究』 勉誠社
 益岡隆志(2001)「日本語における授受動詞と恩恵性」、『言語』30-5、pp.26-32、大修館書店
 村木新次郎(1983)「迂言的なうけみ表現」、『研究報告集 4』(国立国語研究所報告 74)、
 pp.1-40、秀英出版
 신현숙(1986)『의미 분석의 방법과 실제』 한신문화사
 우인혜(1997)『우리말 피동연구』 한국문화사

【辞典類】

- 『현대 한국어 동사구문 사전』(1997)두산동아

【用例出典】

○ 小説

- (最期)=阿刀田高(1985)『最期のメッセージ』講談社
 (遠海)=景山民夫(1992)『遠い海から来た COO』角川書店
 (奇妙)=落合恵子(1982)『奇妙な愛の物語』講談社
 (인간)=강경애(1934)『인간문제』동아일보 연재소설
 (畜)=이광수(1932-1933)『畜』동아일보 연재소설

○ CD-ROM 版 新潮文庫の 100 冊(1995)

- (女社)=『女社長に乾杯!』 (山本)=『山本五十六』 (黒雨)=『黒い雨』
 (飼育)=『死者の奢り・飼育』 (パニ)=『パニック・裸の王様』
 (一瞬)=『一瞬の夏』 (エデ)=『エディップスの恋人』
 (世界)=『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』
 (路傍)=『路傍の石』 (花埋)=『花埋み』
 (アン)=『アンナ・カレーニナ』
 ○ (天声年度-月)=天声人語 朝日新聞 1986 年 4 月～1996 年 10 月